

公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪捜査規範及び通信傍受規則の 一部を改正する規則案」について	平成31年4月25日 刑 事 局
--------------------	-------------------------------------	---------------------

1 改正の趣旨

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正法」という。）のうち、「録音・録画制度」の導入に関する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の改正規定及び新たな方式による通信傍受（一時的保存型傍受・特定電子計算機使用型傍受）の導入に関する犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の改正規定が本年6月1日から施行されることを受け、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「犯捜規」という。）及び通信傍受規則（平成12年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）の関連規定等について所要の改正を行うもの。

2 犯罪捜査規範の一部改正

(1) 捜査主任官の職務の追加（犯捜規第20条関係）

捜査主任官の職務として、被疑者の供述等を記録した記録媒体の再生等の方法により被疑者の取調べ状況を把握することを規定

(2) 被疑者取調べに係る承認制度（犯捜規第168条関係）

一定時間を超える取調べについての警察本部長又は警察署長による承認制度について規定

(3) 取調べの録音・録画義務等（犯捜規第182条の3・第182条の4・別記様式第18号関係）

被疑者が精神に障害を有する場合における取調べ等の録音・録画についての努力義務等に関する規定を整備

3 通信傍受規則の一部改正

(1) 許可の請求の手續等（規則第3条第3項から第7項まで関係）

一時的保存型傍受又は特定電子計算機使用型傍受の許可の請求に当たって必要となる内部手續や添付資料について規定

(2) 傍受指導官の指名等（規則第6条関係）

警察本部長は、傍受等の実施の適正を確保するため、適正捜査を担当する部署の警部以上の警察官の中から傍受指導官を指名することとし、傍受指導官は、特定電子計算機使用型傍受を行う場合における傍受の実施の場所での指導を行うことなどを規定

(3) 特定電子計算機の保管等（規則第7条関係）

特定電子計算機は、警察庁、管区警察局等において保管することとし、特定電子計算機の設置等は警察通信職員が実施することなどを規定

(4) その他

スポット再生（規則第14条関係）に関する規定等所要の規定を整備

4 その他

改正法の施行の日（本年6月1日）から施行

なお、2の改正に対応し、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号）を改正

公安委員会	平成30年度会計監査実施結果	平成31年4月25日
説明資料No. 2	について	長官官房

1 重点項目及び対象部署

契約及び捜査費の執行を重点項目とし、84部署に対して実施した。

2 会計監査の実施結果

(1) 特徴

経費の執行に関し、所要の手續が執られていないなど会計経理上の過誤が見受けられた。

(2) 主な指導事項

ア 契約

検査調書に基づき支払うべき契約に関し、検査調書を作成することなく支払いが行われていた。

イ 捜査費の執行

- 捜査員の出張時の宿泊代を旅費で支給すべきところ、捜査費で執行していた。
- 支払精算書又は支払伝票に誤った金額を計上して精算したため、支給漏れとなっていた。

ウ 物品管理及び旅費その他の経費

- 中央調達で配備した映像解析用資機材に関し、物品管理簿の数量に記載誤りが認められた。
- 旅費支給手續に旅行終了から精算日まで3か月以上を要する遅延が認められた。

3 今後の方針

平成30年度の会計監査実施結果を踏まえ、平成31年度会計監査実施計画に基づき厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。

1 監察実施項目

死体取扱業務の推進状況

2 監察実施結果

(1) 犯罪死見逃し防止のための各種取組の実施状況と浸透状況

- 各府県の実情に応じ、検視官の増員や分室の設置等により、検視体制の充実強化に努めている。
- 検視官が現場に臨場できない場合は、検視支援装置等により死体及び周辺の状況を画像等で確認している。
- 一部の府県では、死因が明らかでない死体を取り扱う際に、法医学者に臨場を求め意見を聴取する運用を行っている。
- 自殺の状況に疑問を持った検視官の指導により、周辺捜査等を徹底し、囑託殺人を看破した事例がある。
- ※ 一部の府県に対し、測定器及び検知管を用いた毒物検査のより積極的かつ適切な実施について指導した。

(2) 死体取扱業務の教養・賞揚の実施状況

- 死体取扱業務に長期間従事した職員や、取扱い件数が多数となる職員に対し、本部長表彰等を授与している。
- 検視官による各警察署に対する巡回教養を実施しているほか、専科等において、法医学者による講義等を実施している。

(3) 死体取り違え防止のための各種取組の実施状況と浸透状況

- 死体収納袋への識別票の貼付のほか、死体へのリストバンドの装着や簿冊による管理など死体の取り違え防止措置を講じている。
- ※ 一部の府県に対し、死体収納袋への識別票の確実な貼付について指導した。

公安委員会 説明資料No. 4	2019年春の全国交通安全運動の 実施について	平成31年4月25日 交 通 局
<p>1 実施期間 5月11日(土)から同月20日(月)までの10日間</p> <p>2 主催 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村、関係13団体</p> <p>3 運動の目的、運動重点等 広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 全国重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ○ 自転車の安全利用の推進 ○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ○ 飲酒運転の根絶 <p>(2) 地域重点 地域の交通事故実態等に即して必要があるときは定めることができる。</p> <p>(3) 警察における重点的取組 各都道府県警察における交通事故実態等についての分析結果を基に、地域の実情を踏まえたきめ細かな交通事故防止対策を実施</p> <p>4 自転車関連事故に係る分析</p> <p>(1) 自転車関連事故の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡・重傷事故は減少傾向 ○ 対自動車事故が全体の約8割で、うち約6割が出会い頭 ○ 児童・生徒では、高校生の事故が最も多く、朝の登校時に多い ○ 対歩行者事故は自転車側の4割弱が10代、歩行者側の約6割が高齢者 ○ ヘルメット着用者率は中学生で約4割、高校生・全体では1割未満 ○ 児童・生徒の約8割に法令違反あり <p>(2) 上記分析結果等を踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教育・広報啓発活動の推進 関係機関・団体等と連携しつつ、自転車の交通安全教育・広報啓発活動を推進し、法令遵守とヘルメット着用を促進 ○ 自転車利用者に対する指導取締りの推進 		

公安委員会 説明資料No. 5	出入国在留管理基本計画について	平成31年4月25日 警備局 刑事局
--------------------------------------	------------------------	---

1 概要

入管法上、法務大臣は、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画として、「出入国管理基本計画」を定めることとされ、これまでおおむね5年ごとに同計画を変更してきたところ、この度の入管法改正により、同計画の名称が「出入国在留管理基本計画」と改められたこと等から、新たな基本計画を策定するもの。

2 主な内容

(1) 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

- 専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進
- 高度外国人材の受入れの推進
- 在留資格「特定技能」の受入れ制度の適切・円滑な運用 等

(2) 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活発化

(3) 技能実習制度の適正化に向けた取組

(4) 外国人材の受入れ・共生のための取組

- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の推進
- 在留管理制度の的確な運用と在留管理基盤の強化

(5) 観光立国実現に向けた取組

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応
- クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化 等

(6) 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

- 厳格な出入国審査等水際対策の実施
- 不法滞在者・偽装滞在者対策の推進
- 出入国在留管理に関するインテリジェンス機能の強化
- 在留特別許可の適正な運用

(7) 難民の適正かつ迅速な保護の推進

(8) その他

- 出入国在留管理体制の整備 等

3 今後の予定

公表： 4月26日

公安委員会	スリランカにおける	平成31年4月25日
説明資料No. 6	連続爆弾テロ事件について	警備局

1 事案の概要

4月21日9時（日本時間午後0時半）頃、スリランカ・コロンボ市等複数の都市のホテルやキリスト教会などにおいて連続爆弾テロ事件が発生し、多数の死傷者が生じた。

2 邦人被害の概要

- 現時点で邦人1人が死亡、4人が負傷したことが確認されている。
- 4月25日、死亡者の御遺体及び御家族が帰国。

3 政府及び警察の対応

(1) 政府の主な対応

- 21日12時30分、在スリランカ日本国大使館に緊急連絡本部を設置
- 同日12時50分、外務本省に連絡室を設置
- 同日13時08分、官邸に情報連絡室を設置
- 同日13時35分、外務本省の連絡室を対策室に改組

(2) 警察庁の対応

ア 体制の整備

21日13時08分、国際テロリズム対策課長を長とする連絡室を設置

イ 警察職員の派遣

22日、警察庁警備局外事情報部職員を現地に派遣